

中野区母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業の拡充について

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正（平成 29 年政令第 97 号）を踏まえ、中野区母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業について、以下のとおり拡充する。

1 目的

母子家庭等の母等（母子家庭の母及び父子家庭の父をいう。以下同じ。）の就業に係る技能向上や能力開発のための教育訓練講座受講に対する支給対象者を拡充することにより、母子家庭等の自立を促進する。

2 拡充内容

(1) 事業概要

一定の要件を満たす母子家庭等の母等が、就業につながる能力開発のために教育訓練指定講座を受講した場合、講座修了後に教育訓練給付金を支給する。

(2) 改正内容

① 改正前

(支給対象者)

受講開始日現在において、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）（以下単に「雇用保険法」という。）による教育訓練給付の受給資格を有していない者。

(参考) 雇用保険法の適用者は、雇用保険法の適用により、入学料及び受講料の 20%相当額を支給。

(支給内容)

入学料及び受講料の 60%相当額（上限 200,000 円、下限 12,000 円）

② 改正後

(支給対象者)

雇用保険法による一般教育訓練給付の受給資格のある者についても対象に含めるものとする。

(支給内容)

雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額を支給。雇用保険法の適用による入学料及び受講料の 20%相当額を差し引いた 40%相当額を支給。

支給額の上限は、雇用保険法適用と本事業適用の合計 60%相当額（上限 200,000 円、下限 12,000 円）とする。

3 適用日

平成 29 年 4 月より適用する。

4 周知方法

区報、ホームページ等により周知する。